

## 高槻市特定給食施設等指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）、高槻市健康増進法施行細則（平成15年高槻市規則第76号）に定めるもののほか、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設の栄養管理の実施に係る指導及び助言等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給食施設 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設をいう。
- (2) 特定給食施設 法第20条第1項に規定する特定給食施設をいう。
- (3) その他の給食施設 継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を提供する給食施設その他栄養管理が必要なものとして高槻市保健所長（以下「保健所長」という。）が認める給食施設であって、特定給食施設でないもの。

### (届出)

第3条 その他の給食施設を設置した者は、その事業の開始の日から1か月以内に、その他の給食施設開始届出書（様式第1号）により、保健所長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、前項の届出書に記載した事項に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から1か月以内に、その他の給食施設届出事項変更届出書（様式第2号）により、保健所長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、当該休止又は廃止の日から1か月以内に、その他の給食施設休止等届出書（様式第3号）により、保健所長に届け出なければならない。

### (管理栄養士必置給食施設の指定)

第4条 法第21条第1項の規定による指定は、管理栄養士必置給食施設指定書（様式第4号）により行うものとする。

2 前項の規定による指定の解除は、管理栄養士必置給食施設指定解除通知書（様式第5号）により行うものとする。

### (栄養管理の実施に関する指導及び助言)

第5条 その他の給食施設を設置者は、法第21条第3項に規定する基準に従って、適切な栄養管理を行うよう努めなければならない。

2 保健所長は、その他の給食施設を設置者に対し、前項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をするものとする。

(栄養管理報告書の提出)

第6条 特定給食施設及びその他の給食施設の設置者は、毎年5月分及び11月分の給食について、栄養管理報告書を作成し、翌々月の15日までに、保健所長に提出しなければならない。

(栄養指導員)

第7条 法第22条の規定及び第5条第2項の規定による指導及び助言は、法第19条に規定する栄養指導員が行うものとする。

(施行細目)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、保健所長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から実施する。
- 2 令和2年5月分については、第6条の規定は適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月15日から実施する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

その他の給食施設開始届出書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市保健所長

設置者 { 法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名 }

住 所

氏 名

電 話

高槻市特定給食施設等指導要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおりその他の給食施設に係る事業の開始を届け出ます。

給食施設の所在地					
給食施設の名称	(フリガナ)				電話
給食施設の種類					
給食の開始日又は開始予定日	年 月 日				
1 日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他	合計
	食	食	食	食	食
管理栄養士の員数	人		栄養士の員数	人	

様式第2号(第3条関係)

その他の給食施設届出事項変更届出書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市保健所長

設置者 { 法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名 }  
住 所  
氏 名  
電 話

その他の給食施設の事業開始に係る届出事項に変更を生じたので、高槻市特定給食施設等指導要綱第3条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

給食施設の所在地		
給食施設の名称	(フリガナ) 電話	
給食の開始年月日	年 月 日	
変更年月日	令和 年 月 日	
変更事項		
変更の内容	変 更 後	変 更 前
変更の理由		

様式第3号(第3条関係)

その他の給食施設休止等届出書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市保健所長

設置者 { 法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名 }

住 所

氏 名

電 話

その他の給食施設を  休止  廃止 しましたので、高槻市特定給食施設等指導要綱第3条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

給食施設の所在地	
給食施設の名称	(フリガナ) 電話
給食の開始年月日	年 月 日
給食の廃止年月日	令和 年 月 日
給食の休止期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
給食の休止又は廃止の理由	

様式第4号(第4条関係)

## 管理栄養士必置給食施設指定書

指定番号

健康増進法第21条第1項の規定により管理栄養士を置かなければならない特定給食施設に指定します。

給食施設の名称

給食施設の所在地

設置者の氏名

(法人にあっては、法人の代表者の氏名)

設置者の住所

(法人にあっては、設置者の主たる事務所の所在地)

給食施設の種類

令和 年 月 日

高槻市保健所長

様式第5号(第4条関係)

## 管理栄養士必置給食施設指定解除通知書

健康増進法第21条第1項の規定により管理栄養士を置かなければならない特定給食施設の指定を解除します。

給食施設の名称

給食施設の所在地

設置者の氏名

(法人にあっては、法人の代表者の氏名)

設置者の住所

(法人にあっては、設置者の主たる事務所の所在地)

給食施設の種類

指定番号

令和 年 月 日

高槻市保健所長